

東京都健康長寿医療センター 第四期中期目標項目の推移

◆大項目1～5は、地方独立行政法人法第25条第2項に、中期目標に定めるべき事項として規定

第三期中期目標の項目			評価 項目
大	中	小細	
前文(基本的な考え方)			
1 中期目標の期間			
2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
(1) 高齢者の特性に配慮した医療の確立・提供と普及			
ア 三つの重点医療を始めとする高齢者医療の充実			
	(ア)	血管病医療	1
	(イ)	高齢者がん医療	2
	(ウ)	認知症医療	3
	(エ)	生活機能の維持・回復のための医療	4
	(オ)	医療の質の確保・向上	5
イ 地域医療の体制の確保			
	(ア)	救急医療	6
	(イ)	地域連携の推進	7
ウ 医療安全対策の徹底			8
エ 患者中心の医療の実践・患者サービスの向上			9
(2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究			
ア 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究			10
イ 高齢者の地域での生活を支える研究			11
ウ 老年学研究におけるリーダーシップの発揮			12
エ 研究推進のための基盤強化と成果の還元			13
(3) 医療と研究が一体となった取組の推進			14
ア トランスレーショナル・リサーチの推進(医療と研究の連携)			
イ 認知症支援の推進に向けた取組			
ウ 介護予防の推進及び健康の維持・増進に向けた取組			
(4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成			15
3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			
(1) 地方独立行政法人の特性を活かした業務の改善・効率化			16
(2) 適切な法人運営を行うための体制の強化			17
4 財務内容の改善に関する事項			
(1) 収入の確保			18
(2) コスト管理の体制強化			19
5 その他業務運営に関する重要事項(法人運営におけるリスク管理の強化)			20

第四期中期目標の項目(案)			評価 項目
大	中	小細	
前文(政策体系における法人の位置付け及び役割)			
1 中期目標の期間			
2 都民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
(1) 高齢者の健康長寿を支える医療の提供・普及			
ア 健康長寿を阻害する疾患等に対する高齢者医療の提供			
	(ア)	血管病医療	1
	(イ)	高齢者がん医療	2
	(ウ)	認知症医療	3
	(エ)	高齢者糖尿病医療【新規項目】	4
	(オ)	高齢者の特性に配慮した医療【拡充】	5
イ 地域における公的医療機関としての取組			
	(ア)	救急医療	6
	(イ)	地域連携の推進	7
	(ウ)	災害・感染症等の緊急事態への対応【新規項目】	8
ウ 安心かつ信頼できる質の高い医療提供体制の確保			
	(ア)	安全で質の高い医療の提供【統合】	9
	(イ)	患者中心の医療、患者サービスの向上	10
(2) 高齢者の健康長寿と生活の質の向上を目指す研究			
ア 高齢者に特有な疾患と老年症候群を克服するための研究			11
イ 高齢者の地域での生活を支える研究			12
ウ 老年学研究におけるリーダーシップの発揮【拡充】			13
エ 研究成果の社会への還元			14
(3) 法人の資源を活用した政策課題への対応			
ア 介護予防・フレイル予防の取組【拡充】			15
イ 認知症との共生・予防の取組【拡充】			16
(4) 高齢者の医療と介護を支える専門人材の育成【拡充】			17
3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			
(1) 地方独立行政法人の特性を生かした業務の改善・効率化【拡充】			18
(2) 適切な法人運営を行うための体制の強化			19
4 財務内容の改善に関する事項			
(1) 収入の確保			20
(2) コスト管理の体制強化			
5 その他業務運営に関する重要事項(法人運営におけるリスク管理の強化)			21

